

## 中国機の領空侵犯に関する意見書

日本固有の領土であり石垣市の行政区域である尖閣諸島において、中国政府が公船による領海侵犯を繰り返しているなか、今年 13 日、尖閣諸島の魚釣島近くの領空を中国国家海洋局の航空機 1 機が侵犯するという由々しき事態が発生した。

防衛省によると、海上保安庁から連絡を受け、航空自衛隊那覇基地から F15 戦闘機と E2C 早期警戒機を緊急発進させたが、現場に到着した時点で中国機は領空外へ出ていた。巡視船から無線で「わが国の領空を侵犯している」と呼びかけたところ、中国機は「ここは中国の領空である」と回答するなど、尖閣諸島の領有権を主張する中国が領空からもわが国への揺さぶりをエスカレートさせていることは明白で、極めて遺憾なことであり主権侵害である。

これまでも、本市及び本市議会は漁業者が安心して操業できるよう政府に求めてきたが、中国の度重なる挑発行為は住民を不安に陥れ、領有権を主張する中国政府の横暴な行為に住民の不安と怒りは増加するばかりである。

中国政府は、今回の航空機による領空侵犯に対して「全く正常なこと」として、公船による領海侵犯だけでなく航空機による領空侵犯も常態化させる可能性を示唆している。

よって、政府においては、領空侵犯した中国機を捕捉できなかった事実をふまえ、緊張感を持って警戒監視にあたると同時に、中国政府に対して毅然とした対応をするよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 17 日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、国土交通大臣、沖縄県知事